

○神奈川県立音楽堂条例（平成7年3月14日条例第3号）

神奈川県立音楽堂条例

平成7年3月14日
条例第3号

改正 平成9年3月25日条例第2号 平成13年12月28日条例第71号
平成17年3月29日条例第35号 平成20年7月22日条例第32号
平成26年3月25日条例第7号 平成31年3月22日条例第18号

神奈川県立音楽堂条例をここに公布する。

神奈川県立音楽堂条例

(趣旨)

第1条 この条例は、神奈川県立音楽堂の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県民の音楽芸術の振興及び福祉の増進を図るための施設として、神奈川県立音楽堂（以下「音楽堂」という。）を横浜市西区紅葉ヶ丘9番地の2に設置する。

(指定管理者による管理)

第3条 音楽堂の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 音楽堂の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (2) 音楽堂の利用の承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- (3) 音楽の舞台芸術の振興に関する業務
- (4) その他前条に定める設置の目的を達成するための事業の実施に関する業務

追加〔平成17年条例35号〕

(指定管理者の指定の申請)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人等の定款又はこれに準ずる書類及び法人にあっては、登記事項証明書
- (2) 知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人等の事業及び経営の状況を明らかにする書類
- (3) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (4) 指定管理業務の実施の計画及び方法を記載した書類
- (5) 知事が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (6) 指定の申請に関する法人等の意思の決定を証する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

追加〔平成17年条例35号〕、一部改正〔平成20年条例32号〕

(指定管理者の指定の基準)

第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により音楽堂の指定管理者として最も適切であると認めた者を指定管理者として指定する。

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- (3) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (4) 安定した経営基盤を有していること。
- (5) 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理業務が効果的かつ効率的に行われるものであることを

判断するために必要なものとして規則で定める基準

追加〔平成17年条例35号〕

(指定管理者の指定の告示)

第6条 知事は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成17年条例35号〕

(管理の基準等)

第7条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

(1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。

(2) 施設等の維持管理を適切に行うこと。

(3) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

(2) 指定管理業務の実施に関する事項

(3) 指定管理業務の実績報告に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

追加〔平成17年条例35号〕

(指定管理者の指定の取消し等)

第8条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。

(2) 第5条各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

(3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成17年条例35号〕

(休館日)

第9条 音楽堂の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。

追加〔平成17年条例35号〕

(開館時間)

第10条 音楽堂の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

追加〔平成17年条例35号〕

(利用の承認)

第11条 音楽堂を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認を与えないことができる。

(1) 音楽堂における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる

とき。

- (4) その他利用させることが音楽堂の管理上支障があると認められるとき。

一部改正〔平成17年条例35号〕

(利用料金の納付)

第12条 前条第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、音楽堂の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。
- 3 前項の利用料金は、前納とする。ただし、利用当日の追加利用に係る利用料金については、利用者は、当該利用が終了した後、速やかに、精算し納付しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

一部改正〔平成13年条例71号・17年35号〕

(利用料金の減免)

第13条 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免することができる。

一部改正〔平成13年条例71号・17年35号〕

(利用料金の不還付)

第14条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他利用者の責めに帰することができない理由により音楽堂を利用することができないと認めたときは、この限りでない。

一部改正〔平成13年条例71号・17年35号〕

(利用承認の取消し等)

第15条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条第1項の承認を取り消し、又は音楽堂の利用を中止させ、若しくは制限することができる。

- (1) 第11条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 利用の目的に違反したとき。
- (3) 虚偽又は不正の行為により利用の承認を受けたとき。
- (4) 災害その他のやむを得ない理由により施設等の利用ができなくなったとき。
- (5) その他指定管理者が特に必要と認めたとき。

一部改正〔平成17年条例35号〕

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、音楽堂の管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成17年条例35号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
(神奈川県立音楽堂使用料徴収条例の廃止)
- 2 神奈川県立音楽堂使用料徴収条例(昭和29年神奈川県条例第50号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例施行前に行われた音楽堂の利用の申込みその他の行為でこの条例施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によって行われた行為とみなす。
- 4 旧条例第1条第1項の規定により徴収した使用料は、この条例第4条第1項の規定により納付された使用料とみなす。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 5 附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(神奈川県立図書館条例の一部改正)

- 6 神奈川県立図書館条例(昭和33年神奈川県条例第32号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成9年3月25日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（会館等の使用料に関する経過措置）

3 この条例の施行の際現に会館等の利用の申込みを受理しているものに係る使用料については、第2条から第7条まで、第9条、第22条、第27条及び第28条の規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年12月28日条例第71号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第8条の規定により管理の委託をしている神奈川県立音楽堂の管理の委託及び開館時間については、平成18年9月1日（同日前に改正後の第5条の規定により指定管理者の指定をした場合にあつては、当該指定の日。以下「指定等の日」という。）までの間は、なお従前の例による。

3 神奈川県立音楽堂の休館日については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

4 改正前の第3条から第7条までの規定は、附則第2項の規定により管理を委託する間は、なおその効力を有する。

5 指定等の日以前に前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の第3条及び第7条の規定によりされた処分又は手続は、それぞれ改正後の第11条及び第15条の規定によりされた処分又は手続とみなす。

附 則（平成20年7月22日条例第32号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第52条及び第53条並びに附則第3項及び第11項の規定は公布の日から、第51条及び附則第10項の規定は同年5月1日から、第22条及び第42条並びに附則第8項の規定は同年10月1日から施行する。

（神奈川県立相模湖交流センター等の利用料金に関する経過措置）

3 第2条、第5条、第7条から第9条まで、第11条、第14条、第15条、第17条、第47条、第49条、第54条、第55条、第57条から第61条までに規定する各条例の規定により指定管理者の指定を受けた者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、施行日以後の当該各条例により設置された施設の利用等に係る利用料金について、これらの規定による改正後の各条例の規定の例により、当該各条例の規定に基づく知事又は神奈川県教育委員会の承認を得ることができる。

附 則（平成31年3月22日条例第18号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）附則第4項及び附則第5項の規定 公布の日

（2）・（3）（略）

（利用料金に関する経過措置）

4 第3条、第5条から第16条まで、第18条、第44条、第46条、第47条、第49条及び第50条に規定する各条例の規定により指定管理者の指定を受けたものは、施行日前においても、施行日以後の当該各条例により設置された施設の利用に係る利用料金について、これらの規定による改正後の各条例の規定の例により、当該各条例の規定に基づく知事又は神奈川県教育委員会の承認を得ることができる。

5 第3条、第5条から第14条まで、第46条及び第50条に規定する各条例により設置された施設の利用に係る利用料金について前項の承認を得た場合においては、当該承認を得た日の翌日から施行日

の前日までの間に同項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事又は神奈川県教育委員会の承認を得た額とする。

別表第1（第12条関係）
施設利用料金の上限額

区分	平日			日曜日、土曜日及び休日		
	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで
利用に係る催し等について入場料を徴収する場合	82,270円	90,750円	104,050円	104,050円	108,900円	117,370円
利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合	50,810円	61,710円	77,430円	77,430円	79,850円	84,700円

- 備考 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 表の時間の区分における時間（以下「基本利用時間」という。）における利用時間を超えて基本利用時間以外の時間に利用する場合（基本利用時間を超える利用時間が1時間以内で、かつ、午後0時30分から午後1時までの間の時間を含む場合のこれに接続する前又は後の30分間の基本利用時間における利用の場合を含み、一日において2以上の基本利用時間にわたって利用する場合の当該2以上の基本利用時間の間の基本利用時間以外の時間における利用の場合を除く。）のその基本利用時間以外の利用時間に係る利用料金は、その基本利用時間以外の時間における利用1時間につき、それぞれの利用に係る基本利用時間（2以上の基本利用時間にわたって利用する場合は、直近の基本利用時間）における利用に係る利用料金の額に4分の1を乗じて得た額とする。この場合において、当該基本利用時間以外の時間における利用時間が1時間に満たないとき又はこれに1時間未満の端数の時間を生じたときは、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。
- 3 音楽堂の利用に伴う準備又は練習を行うことのみを目的として音楽堂を利用する場合の利用料金は、利用に係る催し等について入場料を徴収しない場合の基本利用時間の区分に応ずる利用料金の額に2により計算した額を加算した額に10分の7を乗じて得た額とする。
- 一部改正〔平成9年条例2号・13年71号・17年35号・26年7号・31年18号〕

別表第2（第12条関係）
設備利用料金の上限額

種別	単位	利用料金の額
楽器	1台1回	13,790円
舞台設備	1種類1回	5,790円
照明セット	1回	8,840円
その他の照明設備	同	2,650円
音響セット	同	7,490円
その他の音響設備	1本1回	2,410円
映写設備	1台1回	6,880円
持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力1キロワット1回	210円

- 備考 1 1回とは、一の基本利用時間内における利用をいう。
- 2 基本利用時間における利用時間を超えて基本利用時間以外の時間に利用する場合（基本利用時間を超える利用時間が1時間以内で、かつ、午後0時30分から午後1時までの間の

時間を含む場合のこれに接続する前又は後の30分間の基本利用時間における利用の場合を含み、一日において2以上の基本利用時間にわたって利用する場合の当該2以上の基本利用時間の間の基本利用時間以外の時間における利用の場合を除く。)のその基本利用時間以外の利用時間に係る利用料金は、その基本利用時間以外の時間における利用時間が1時間以内であるときは表に掲げる利用料金の額に4分の1を乗じて得た額とし、その基本利用時間以外の時間における利用時間が1時間を超えるときは1回の利用料金の額とする。

- 3 音楽堂の利用に伴う準備又は練習を行うことのみを目的として利用する場合の利用料金は、表に掲げる利用料金の額に2により計算した額を加算した額に10分の7を乗じて得た額とする。
- 4 表示消費電力が1キロワットに満たないとき又はこれに1キロワット未満の端数の表示消費電力を生じたときは、その満たない表示消費電力又はその端数の表示消費電力を1キロワットとして計算する。
- 5 持込器具を複数持ち込む場合は、各器具の表示消費電力を合計して持込器具使用電力料を計算する。

一部改正〔平成9年条例2号・13年71号・17年35号・26年7号・31年18号〕